

資料	No.
	11

(案)

平成 30 年度

港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について

平成 30 年 12 月

横浜港港湾管理者

横浜市

# 港湾環境整備負担金について

## ○制度概要

港湾環境の整備・保全を目的として、港湾法第 43 条の5の規定に基づき定められた制度です。港湾管理者が実施した港湾環境の整備・保全等を図る工事に要した費用の一部を、横浜市港湾環境整備負担金条例に基づき、臨港地区又は港湾区域内にある工場、事業場等に係る事業者の皆様にご負担いただくものです。

## ○負担対象事業者

臨港地区又は港湾区域内に有する工場又は事業場の敷地面積の合計が1万平方メートル以上の事業者

## ○負担対象工事

- ・ 港湾環境整備施設の建設又は改良の工事
- ・ 港湾環境整備施設の維持の工事
- ・ 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事等

平成30年度負担対象工事の指定に関する一覧表

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	負担の割合	負担金の額の計算の基礎となる当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積等の合計
港湾環境整備施設の維持の工事	緑地の維持工事	大黒ふ頭地区 山下ふ頭地区 本牧ふ頭地区 金沢地区 鶴見地区 中央地区(みなとみらい21) 新港地区(みなとみらい21)	平成30年3月31日	円	臨港地区	1/2	25,701,680.31
				349,466,940		1/4	
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事等	海面清掃	港湾区域	平成30年3月31日	円	臨港地区 又は 港湾区域	1/2	27,052,683.93
	沈船処理			166,200,000			
				9,002,880			m <sup>2</sup>

# 環境整備負担金負担対象工事位置図

平成 30 年 3 月 31 日現在

